

北海道自家用新聞

発行所
 北海道自家用自動車協会連合会
 編集兼発行人 辻 澤 英 隆
 札幌市東区北三〇東一(郵便番号055-0030)
 電話(〇一一)七二一—四五七八
 支局 札幌・函館・室蘭・旭川・帯広・釧路・北見
 定価 一部三〇円(会費の方は会費に含まれています)

自乗 家用車の世帯当たり普及台数 四年連続で減少 一世帯当たり一・〇五二台に

一般財団法人自動車検査登録情報協会(自検協)が集計した、平成三十一年三月末現在における自家用乗用車(登録車と軽自動車の合計)の世帯当たり普及台数は一・〇五二台となり、四年連続で減少となった。

この調査は、同協会が毎月発行している「自動車保有車両数月報」の三月末現在と、総務省が発表した「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(一月一日現在)」を基に、毎年三月末の世帯当たりの普及台数をまとめたもの。

平成三十一年三月末現在の自家用乗用車の保有台数は六一五万三、五五五台、平成三十一年一月一日現在の世帯数(外国人住民の世帯を含む)は五八五二万七、一一七世帯で、平成三十一年は前年に比べ保有台数で約十九万台、世帯数で約五十二万世帯の増加となったが、保有台数の伸び率に比べ世帯数の伸び率が大きくなったことから、普及台数は昨年より〇・〇〇六台減の一・〇五二台となった。

近年は新車販売の不振により、保有台数の伸び率は鈍化し、世帯当たり普及台数は微減傾向となっているが、保有台数は昭和五十一年の調査開始以来、毎年増加している。

世帯当たり普及台数は、昭和五十一年に〇・五〇五台と、初めて〇・五台を超えて二世帯に一台となり、平成八年には一・〇〇〇台と一世帯に一台の時代を迎えた。平成十八年には過去最高となる一・一一二台を記録している。

今回の調査による都道府県別の普及台数上位は、トップは福井県(一・

自家用乗用車の世帯当たり普及台数(都道府県別・ランク順) 平成31年3月末現在

順位	前年順位	都道府県	世帯当たり普及台数	保有台数	世帯数
1	1	福井	1.736	512,255	295,136
2	2	富山	1.681	709,498	422,090
3	3	山形	1.671	694,573	415,578
4	4	群馬	1.625	1,378,042	848,111
5	5	栃木	1.603	1,336,628	833,629
6	6	茨城	1.587	1,978,505	1,246,807
7	8	長野	1.579	1,376,640	872,084
8	7	岐阜	1.578	1,300,667	824,383
9	9	福島	1.558	1,222,196	784,465
10	10	新潟	1.546	1,390,812	899,853
11	11	山梨	1.543	556,155	360,354
12	12	佐賀	1.515	505,485	333,689
13	13	石川	1.488	723,399	486,199
14	15	鳥取	1.458	345,580	236,957
15	14	三重	1.457	1,159,758	795,821
16	17	三岩	1.405	740,248	526,690
17	18	島根	1.404	409,257	291,591
18	16	静岡	1.400	2,219,791	1,585,787
19	20	徳島	1.388	590,819	425,775
20	19	滋賀	1.385	803,971	580,681
21	21	岡山	1.368	1,159,697	847,424
22	22	徳島	1.359	456,476	335,786
23	23	香川	1.337	589,748	441,030
24	24	香川	1.325	1,035,329	781,507
25	26	沖縄	1.304	852,941	654,128
26	25	宮城	1.297	1,293,975	997,384
27	27	大宮	1.288	692,638	537,715
28	28	大宮	1.286	675,594	525,513
29	29	愛知	1.269	4,187,172	3,300,066
30	30	山口	1.244	821,227	660,368
31	32	和歌山	1.229	541,553	440,792
32	31	青森	1.228	727,800	592,453
33	33	鹿島	1.177	951,628	808,564
34	34	愛媛	1.135	742,275	653,958
35	35	高知	1.126	396,491	352,247
36	36	高知	1.107	1,456,068	1,315,854
37	38	長崎	1.100	697,148	634,001
38	37	奈良	1.098	651,782	593,688
39	39	福北	1.072	2,599,419	2,424,091
40	40	北海道	1.066	2,798,592	2,781,336
41	41	千葉	0.972	2,810,893	2,890,519
42	42	千城	0.970	3,207,078	3,306,139
43	43	兵庫	0.909	2,310,624	2,540,807
44	44	京都	0.820	999,328	1,218,744
45	45	京奈	0.705	3,052,873	4,328,814
46	46	大阪	0.645	2,771,605	4,300,161
47	47	東京	0.432	3,109,322	7,198,348
		合計	1.052	61,543,555	58,527,117

相次ぐ高齢ドライバーによる交通事故の防止を図るため、国交省は、国内の自動車メーカー八社に対し、既販車でペダル踏み間違いなどを防ぐことができる「後付け安全装置」の開発を要請した。

今回の要請は、六月の政府の閣僚会議で決定された、後付け安全装置の普及を含めた総合対策に沿ったもので、自動車メーカーへは、後付け安全装置の開発計画の提出を要請したほか、既に同装置を開発し販売しているメーカーに対しては、対象車種の拡大を求めた。

近年、新車への自動ブレーキ搭載率が約八割にまで達し、安全運転を支援する機能を備えた自動車の普及

が進む一方で、既販車に対しての同装置の対策・普及は遅れている。

現在一部のメーカーでは、超音波ソナーによる前方障害物検知と強いアクセルの踏み込みを動作条件とする、後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」が商品化されているが、商品化に至っていない自動車メーカーでは、今般の国交省の要請に対し、多くの自動車メーカーが、二〇二〇年夏以降の商品化に向け開発を進めると報告した。

同省では今後、各自動車メーカーが策定した開発計画に対して着実な実施を働きかけつつ、新たに性能認定制度を創設し、自動車メーカーに同装置の普及拡大を促すとしている。

七三六台)で前年同様一位であったほか、次に富山県(一・六八一)、山形県(一・六七七)、群馬県(一・六二五)、栃木県(一・六〇三)が続ぎ、上位十二県で一・五台以上の普及となっている。

また、一台以上普及している都道府県は昨年同様、四十道府県で、普及台数が一台に満たない都道府県は、七都府県であった。

なお、北海道の世帯当たり普及台数は一・〇〇六台(保有台数二七九万八五九二台、世帯数二七八万一三三六世帯)で、前年に比べ保有台数で三六九六台、世帯数で八四九二世帯増加となったが、前年と同じ、全国で四十位となった。

「国内自動車メーカーへ」
 「後付け安全装置」
 開発を要請

ストップ・ザ・交通事故
 くめさせ安全で安心な北海道
 令和元年
 冬の交通安全運動

実施期間
 11月11日(月)～11月20日(水)

重点目標
 ・凍結路面によるスリップを伴う事故防止や、年末に向けて増加する飲酒運転の根絶を図るため左記の活動等を推進する。
 ・凍結路面等のスリップ事故の防止
 ・飲酒運転の根絶
 ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
 ・交差点の交通事故防止
 ・高齢者の交通事故防止

毎月15日は
 『道民交通安全の日』

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカーは、ハイブリッドのレンタカー保有No.1*。

人気のハイブリッド車で北海道を旅しよう

新型車も続々導入

プリウス4WD登場

ハイブリッド車では、満タン返却が不要な『ハイブリッド燃費精算』がオススメ!

精算金額 = 走行距離 ÷ 平均燃費 × 燃料単価

エコドライブを心掛けるほど燃料代がお得になります。

トヨタレンタカー予約センター 0800-7000-111

ホームページトヨタレンタカータイプ www.toyota.co.jp/rent/

株式会社トヨタレンタリース旭川 (本社)旭川市東鷹栖4線10号1番地8

旭川店 Tel.(0166)57-0100 大雪通り店 Tel.(0166)34-0100 深川店 Tel.(0164)23-0100 稚内店 Tel.(0162)22-0100
 旭川空港店 Tel.(0166)83-3701 富良野店 Tel.(0167)23-2100 利尻店 Tel.(0163)89-2300 稚内空港店 Tel.(0162)29-3100
 旭川駅前店 Tel.(0166)23-0100 士別店 Tel.(0165)23-2100 利尻空港店 Tel.(0163)82-1100 留萌店 Tel.(0164)43-0100
 忠和店 Tel.(0166)61-0100 名寄店 Tel.(01654)3-0100 礼文店 Tel.(0163)86-1117 十勝店 Tel.(0167)58-1001

『自動車点検整備推進運動』を展開

クルマだって生きています

点検整備は人とクルマのふれあいです



自動車ユーザーに、自動車の保守管理意識の高揚及び、適切な点検・整備の実施と推進を図ることを目的とした「自動車点検整備推進運動」が、今年も九月を強化月間として全国で展開されました。

本運動は、国土交通省並びに自動車関係三十一団体で構成する「自動車点検整備推進協議会」及び自動車関係十四団体で構成する「大型車の車輪脱落防止対策に係る啓発活動連絡会」が中心となり、自動車ユーザーに点検・整備の必要性や重要性を理解していただくと共に、大型車のユーザーにあつては、整備不良に起因する事故の防止を図るため、より確実な点検・整備の実施を求めるところを目的として実施しています。

自動車は数多くの様々な部品で構成され、使用されている部品は使用過程において劣化や消耗するものが多く、このため、自動車本来の安全・環境性能を適切に維持するためには、定期的に交換や補充を行う必要がありま

要があります。道路運送車両法では、「自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状況等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点検、制動装置の作動、その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならぬ」と、日常点検及び定期点検を適切な時期に行うよう義務付けています。

自家用乗用車の場合では、十二月と二十四ヶ月の定期点検が法令で定められ、車検時に行う二十四ヶ月点検は多くの人が実施している一方で、十二ヶ月点検の実施率は五〇％程度と低く、また、自動車ユーザー自身が行なうことが出来る日常点検に至つては、更に実施率は低い状況となつており、自動車ユーザーに自動車の点検・整備の重要性が十分に認識されているとは言い難い状況にあります。

日常点検の実施時期は特に定められてはいませんが、走行距離や運行状況などから判断し、適切な時期に行います。年間の走行距離が一万km程度一般的な使用方をしている自動車の場合は、最低限、一ヶ月に一回を目安に点検を行うのが理想とされています。

この日常点検は、症状が悪化する前に異常に気が付き整備が行えることから、様々な部品にかかる費用を最小限に抑えられ、自動車の寿命を延ばすことにも繋がります。更には、運転中の故障による事故などを、未然に防止することが出来ると言われています。

クルマだって生きています。点検整備は、人とクルマのふれあいです。

安全と環境保全には、点検・整備が必要です

平成26年2月から車検時の点検時に点検整備状況の記録を印刷しました。詳しくは、QRコードをご参照。

http://www.mlit.go.jp/report/press/doshu99_hh_000883.html

点検整備の必要 整備のことがよくわかります。点検 整備 点検

www.tenken-sojbi.com

調査は六月に、全国九十九カ所ので乗車中の六歳未満の子供一萬三二二人を対象に、使用状況・取り付け状況・着座状況について実施。その結果、使用率は前年を四・三％上回る七〇・五％となり、二〇〇二年の調査開始以来、初めて七割を超えた。六歳未満の乳幼児に対するシートベルト装着が義務化された二〇〇二年以前は、装着率は二割にも満たない状態であったことを鑑みると、ユーザー意識の高揚が伺える結果となつているが、未だに全国で約三分のユーザーが、チャイルドシートを使用せず、車の座席にそのまま座らせているケースが見受けられている。

また今回の調査で、チャイルドシートを使用しているユーザーのうち、固定ベルトの締め付け不足が多く見られ、適切な取り付けは四七・六

警察庁・JAF 合同調査

チャイルドシート使用率 初めて七割を突破

警察庁は、日本自動車連盟（JAF）と合同で実施した「チャイルドシート使用状況全国調査」の結果を発表した。

調査は六月に、全国九十九カ所ので乗車中の六歳未満の子供一萬三二二人を対象に、使用状況・取り付け状況・着座状況について実施。その結果、使用率は前年を四・三％上回る七〇・五％となり、二〇〇二年の調査開始以来、初めて七割を超えた。

六歳未満の乳幼児に対するシートベルト装着が義務化された二〇〇二年以前は、装着率は二割にも満たない状態であったことを鑑みると、ユーザー意識の高揚が伺える結果となつているが、未だに全国で約三分のユーザーが、チャイルドシートを使用せず、車の座席にそのまま座らせているケースが見受けられている。

また今回の調査で、チャイルドシートを使用しているユーザーのうち、固定ベルトの締め付け不足が多く見られ、適切な取り付けは四七・六

から、様々な部品にかかる費用を最小限に抑えられ、自動車の寿命を延ばすことにも繋がります。更には、運転中の故障による事故などを、未然に防止することが出来ると言われています。

自動車を定期的に点検することは自動車の性能や安全が確保されるばかりではなく、燃料消費量や地球温暖化の原因となるCO2排出量も抑えられ、セーフティドライブやエコドライブ、環境保全にも繋がります。

特に、長くご使用のクルマには、細やかな点検・整備は欠かせません。安心で快適なドライブを送るためにも、マイカーの日常点検・定期点検を励行し、日頃からクルマの健康管理を心掛けましょう。

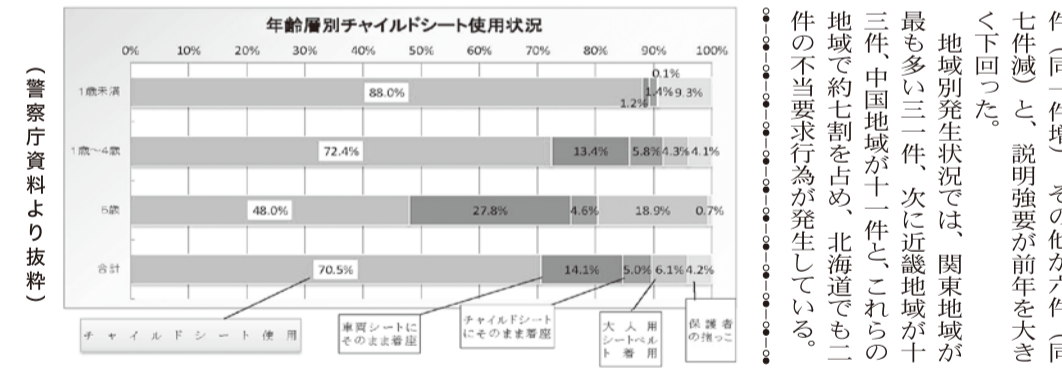
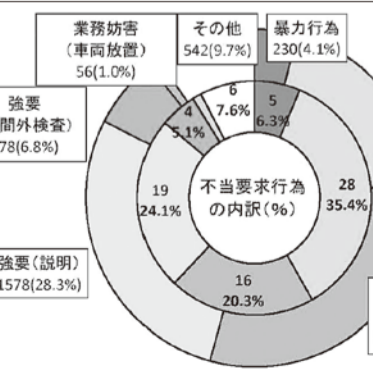
平成30年度 不当要求行為は七九件に

職員への暴力行為は五件発生

自動車機構

独立行政法人自動車技術総合機構は、平成三十年度中に全国九十三カ所の自動車検査場から報告があつた検査職員に対する暴力行為や脅迫、威圧行為などの不当要求行為総件数について、前年より十六件減の七九件発生したことを公表した。

全国的自動車検査場から報告があつた不当要求行為の内容別内訳は、説明強要十九件（前年比十六件減）、合格強要十六件（同二件減）、脅迫・威圧行為二八件（同十五件増）、時間外検査強要四件（同三件減）、暴力行為五件（同比）、車両放置一件（同一件増）、その他が六件（同七件減）と、説明強要が前年を大きく下回つた。



地域別発生状況では、関東地域が最も多い三二件、次に近畿地域が十三件、中国地域が十一件と、これらの地域で約七割を占め、北海道でも二件の不当要求行為が発生している。

あおり運転対策で 新たな規定や罰則を検討

他の車の走行を妨げる悪質な「あおり運転」が社会問題化する中、警察庁は、あおり運転の対策として道路交通法を改正する方針を固めた。現行の道交法には、あおり運転自体を取り締まる規定は無く、これまで警察では様々な法令を駆使し、取り締りに当たっている。

多くは、道交法の車間距離保持義務違反を適用し、そのほか、急ブレーキ禁止違反、追い越しの方法違反、進路変更禁止違反などを適用している。また、より悪質な場合には、刑法の暴行罪（二年以下の懲役もしくは三十万円以下の罰金）や自動車運転死傷処罰法の危険運転致死傷罪（負傷は十五年以下の懲役、死

亡は一年以上の有期懲役）などを適用し、取り締りに当たっている。しかし、未だに全国で悪質なあおり運転が報告され、重大事故に繋がるとの恐れがあることから、国民からは厳罰化などの法整備を求める声が上がっている。

このため警察庁は、車間距離保持等の道交法の関係規定の罰則強化や違反点数の引き上げを検討する一方で、他の車の走行に危険を生じさせる「あおり運転」に当たる行為を道交法に新設することとした。

なお、新たに定める「あおり運転」に当たる行為への罰則は、現行の暴行罪よりも厳しくするとしている。



第370号

旭川地方自家用自動車協会は交通安全運動を推進します

薄暮・夜間の交通事故防止 高齢歩行者の乱横断に注意!



薄暮時間(日没前後の1時間)や夜間は、一日の中で交通死亡事故が最も多く発生している時間帯です。

特に夕暮れ時は、上空が明るく、地表付近は暗い状態となるため、自動車運転するドライバーにとって路上付近の視認性が低下し、歩行者や自転車が見えにくくなります。

日没時間が早くなる十月以降は、交通事故が増加する傾向にあり、近年、六十五歳以上の高齢歩行者が犠牲となる死亡事故が多発しています。

警察庁がまとめた、二〇一四年から二〇一八年までの五年間に発生した交通死亡事故の分析によると、交通事故で死亡した六九九九人のうち、六十五歳以上の高齢者は五〇〇七人(七二%)に上り、中でも十月から十二月にかけての死者数は一七九

事故防止へのポイント

【ドライバーの皆様へ】

① 高齢歩行者が被害となる事故が多発しています。特に、右から横断する歩行者に注意しましょう。また、高齢者は暗い色の服装が多く、夜間は発見が難しいので、速度を落とし、歩行者や自転車の存在を確認しましょう。



② 車のヘッドライトの光は、かなり明るく見えるため、高齢歩行者は一車からは見えてい

二人で、一月から三月までの一三三三人を四五九人上回り、他の時期との差が顕著に表れています。(下図)

十月から十二月の死亡事故の状態別では、約八割が道路を横断中に発生し、その多くが「乱横断」と言われている「横断歩道外の横断」や「走行車両の直前直後の横断」などの法令違反が原因となっており、このうち、三割弱が薄暮時間帯に発生するなど、視認性が低下する日没から一時間以内には車にはねられた人が目立っています。

交通事故を防ぐためには、自動車を運転するドライバーも、早めのライト点灯や上向き点灯(ハイビーム)を活用するなどの十分な注意が必要ですが、歩行者や自転車利用者がドライバーから良く見えるよう、

必要です。歩行者や自転車利用者がドライバーから良く見えるよう、目立っています。

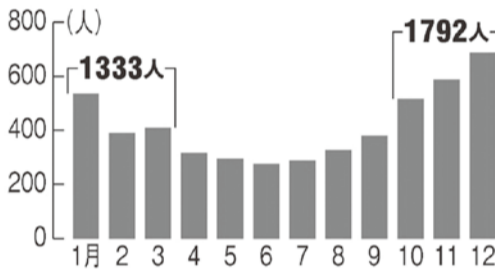
【歩行者の皆様へ】

① 近くに信号機が設置されている交差点がある場合は、少し遠回りでも必ず交差点を渡りましょう。



② 夜道では、自分からは車のラ

交通事故で死亡した65歳以上の歩行者 2014~2018年。警察庁まとめ



夜間の外出時には明るい目立つ色(白色や黄色)の服を着用し、更に反射材やLEDライトを活用するなど、自動車を運転するドライバーへ早めに自分の存在を知らせるように配慮することが大切です。

悲惨な交通事故に遭わない、また起こさないためにも、一人ひとりが交通安全意識を高め、地域や職場で交通マナーの向上を図りましょう。

イトが見えていても、ドライバーから必ずしも自分の姿が見えているとは限りません。夜間外出時は、夜

光反射材を身に付け、ドライバーに自分の存在を知らせるようにしましょう。

③ 外出する時は、できるだけ明るい色の服装を着用しましょう。

④ 自転車を利用する場合、夜間は必ずライトを点灯するとともに、自転車にも夜光反射材をつけましょう。

自賠責制度広報・啓発活動を展開 忘れちゃいけない「自賠責」

国交省

自動車損害賠償責任保険・共済(自賠責保険)は、交通事故発生時における被害者の基本的な対人賠償を確保するため、自動車損害賠償責任法により道路を走行する全てのクルマやバイクに加入が義務付けられている強制保険です。

しかし、有効期限切れ等によって自賠責保険・共済に加入していない無保険車による交通事故が依然と発生しています。このため国土交通省では、例年九月に自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性等について広

自賠責 忘れちゃいけない. Advertisement for compulsory liability insurance with illustrations of a woman and a man on a motorcycle.

第58回

優良運転者表彰式

十月二十三日(水) アートホテル旭川で実施

優良運転者表彰は、協会の年次事業として交通安全運動の推進と、交通事故の防止を目的に行っております。

今年度の優良運転者表彰には、八十九名の申し込みがあり、九月十日の優良運転者選考委員会において、申

申し込み者全員を表彰することが決定しました。表彰式の日時と会場は次の通りです。

◇日時 十月二十三日(水) 十五時三十分より

◇会場 旭川市七条通六丁目 アートホテル旭川

サポート・ユア・カーライフ



一般社団法人 日本自動車連盟 旭川支部

ロードサービス救援コール

車・バイクの故障、トラブルの受付 [全国共通・24時間年中無休]

0570-00-8139 [全国共通]

通話料有料(固定電話1分/10円、携帯電話20秒/10円)。一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。携帯電話の無料通話分対象外。

※通話料有料。固定電話(ダイヤル回線)および一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。

シャープ ハイサン キョウ #8139

総合案内サービスセンター

住所変更等の手続き 会員優待サービスのご案内

[全国共通] 平日9:00~19:00 土日・祝9:00~17:30 年末年始休業

0570-00-2811 [全国共通]

通話料有料(固定電話1分/10円、携帯電話20秒/10円)。一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。携帯電話の無料通話分対象外。

※電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願い申し上げます。

入会申込はお近くの自動車販売店 または支部窓口へ

旭川運輸支局 一般希望番号払出しトップ5. List of lucky numbers: 3ナンバー (1位...3, 2位...5, 3位...11, 4位1112, 5位...33) and 5ナンバー (1位 2525, 2位 1122, 3位...11, 4位...3, 5位 1212).

インターネットからも予約できます。アドレス https://www.kibou-number.jp/ 詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。

旭川自家用 検索

予約問い合わせは《希望ナンバー予約センター》まで 一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会 TEL(0166)51-1221

